

## 宗像市「キャッシュレス決済導入・利用促進事業」推進に係る キャッシュレス決済事業者公募要領

### 1. 目的

本市では、市内のキャッシュレス化による市民の利便性向上及び市内事業者（小売、飲食店や観光関連産業等）の生産性向上、ひいては市内及び市外消費者（インバウンド含む）のキャッシュレス決済利用による宗像市全体の消費喚起を図るため、「キャッシュレス決済導入・利用促進事業（以下、「本事業」という）」を実施しています。そこで今般、宗像市とともに本事業を推進し、本市キャッシュレス決済の普及に取り組んでいただくキャッシュレス決済事業者（以下、「決済事業者」という）を全国から募集します。

なお、本公募にて選定された決済事業者においては、宗像市及び宗像市商工会、一般社団法人宗像観光協会との「宗像キャッシュレス化推進パートナー協定(仮)」(以下、「協定」という)を締結いただき、市内で自社のキャッシュレス決済サービスの展開・普及を行っていただくことが可能となります。

### 2. 本事業の対象地域及び対象事業所

- (1) 対象地域：宗像市全域
- (2) 対象事業所：「卸売・小売」、「宿泊・飲食」、「生活関連サービス・娯楽」などを中心とした事業所
- (3) 対象事業所数：約 1,500 事業所

### 3. 選定する決済事業者数

5 社程度

### 4. 協定に基づく主な業務内容

- (1) 宗像市、宗像市商工会、一般社団法人宗像観光協会
  - ① 「宗像キャッシュレス化推進パートナー（仮）」との協定締結及び広報・PR（市ホームページへの掲載、プレス発表等）
  - ② 「宗像キャッシュレス化推進パートナー（仮）」のサービス内容の紹介・普及啓発（パンフレットの作成、WEB ページの作成等、各種説明会等での広報機会の提供）
  - ③ 市内キャッシュレス決済導入事業所（店舗）の新規開拓（市内事業者向けセミナーの開催、宗像市商工会、一般社団法人宗像観光協会との連携による事業所への

個別訪問・営業等)

- ④ 市内消費者のキャッシュレス決済利用促進キャンペーンの実施(対象店舗での一定金額以上での購入に対して抽選によるプレゼント進呈、フリーペーパー等を活用した情報発信等)

(2) 「宗像キャッシュレス化推進パートナー(仮)」の決済事業者

- ① 宗像市内におけるキャッシュレス決済サービスの提供

キャッシュレス決済サービスの提供にあたっては、新規導入事業所(店舗)の増加や消費者の利用促進につながる独自の付帯サービス・優遇プランが含まれることが望ましい。なお、付帯サービス・優遇プランの内容は、決済事業者からの提案によるものとする。

(優遇プラン例: 決済手数料率やその適用期間の優遇、端末の無償配布または割引、ポイント還元、独自ネットワークを通じたキャンペーン実施、充実したアフターフォローの提供等)

- ② 市内事業者向けセミナーへの協力(セミナーへの出席、市内事業者へのサービス内容の紹介・説明等)
- ③ 市内消費者向けセミナー及び普及啓発イベントへの協力(セミナー及びイベントへの出席、市内消費者へのサービス利用説明等)
- ④ 提供するキャッシュレス決済サービスに関する各種情報提供、実績共有(本事業効果検証への協力)

## 5. 応募資格

下記の要件を満たす、国内の決済事業者。

- ① 経済産業省の「キャッシュレス・消費者還元事業」に登録済み、もしくは、まだ登録はされていないが既に申請を行っている決済事業者、または、今後登録申請を行う予定がある決済事業者であること(※令和元年8月30日(金)までに登録が行われない場合で、且つ特段の事情がない場合には、宗像市との協定を取り消しとさせていただきます。予めご留意ください)。
- ② 宗像市内においてキャッシュレス決済サービスが提供可能であり、コールセンター等導入事業所からの問い合わせに対応が可能であること。
- ③ 新規導入事業所へのキャッシュレス決済サービスの提供開始が令和元年10月1日(火)までに可能であること。
- ④ 提供されるキャッシュレス決済サービスの決済手数料について、市内導入事業所の業種・規模を問わず一律とすること。
- ⑤ 本公募にて選定され、宗像市等との協定を締結した場合に、決済手数料を含むサービス内容を対外公表することに同意すること。

※協定締結後、サービス内容を一覧表にして配布する予定

- ⑥ 導入後の加盟店の決済実績等について、市等の求めに応じて必要なデータ分析、効果検証等に協力が可能であること。
- ⑦ 事業所としてプライバシーマーク・ISMS等の個人情報保護に関する事業者認定制度を取得していること。
- ⑧ 暴力団による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者でないこと。

## 6. 募集期間

令和元年 5 月 24 日（金）～令和元年 6 月 14 日（金）

## 7. 決済事業者向け公募説明会

下記の要領にて、本事業に関心を持つ全国のキャッシュレス決済事業者を対象とする公募説明会を開催する。なお、本説明会への参加は、本公募への参加必須要件とはしない（出席は任意とする）。

(1) 開催日時：2019年5月31日（金）16:00－17:00（15:30開場）

(2) 会場：

（施設）メイトム宗像 202 会議室

（住所）〒811-3437 福岡県宗像市久原 180

（TEL）0940-36-0202

（アクセス）右記 URL 参照（<http://meitomu.com/access>）

(3) プログラム（仮）※現時点での想定であり、今後若干の変更があり得る。

15:30 開場（受付開始）

16:00 開会

16:00-16:05 宗像市挨拶

16:05-16:20 「キャッシュレス決済導入・利用促進事業」の概要説明

16:20-16:35 市内事業所のキャッシュレス化の現状及びニーズ説明  
（アンケート調査及び個別ヒアリング結果の報告）

16:35-16:45 本公募内容説明

16:45-17:00 質疑応答・意見交換

17:00 閉会

17:00～ 個別相談（希望者のみ）

(4) 参加要件：特になし。

(5) 説明会への参加申込方法・期限

申込期限：2019年5月29日（水）17:00 まで

申込方法：下記申込先宛に、①会社名、②参加人数、③参加者氏名・役職、④担当者連絡先（電話・メールアドレス）をメールにて連絡。

申込先：株式会社アド通信社西部本社（本公募事務局）

（メール） y\_shinto@adtsu.co.jp

（電話） 0940-39-3672

（担当） 進藤・三島

## 8. 本公募への参加申込書提出

本公募への参加を希望する者は、下記の要領にて、参加申込書を提出すること。

- (1) 提出書類及び部数：参加申込書（様式1） 1部
- (2) 提出期限：令和元年6月5日（水）17:00まで
- (3) 提出方法：下記提出先宛に持参又は郵送（提出期限までに必着）
- (4) 提出先：株式会社アド通信社西部本社（本公募事務局）  
（住所）〒811-4183 福岡県宗像市土穴1丁目3番34号 グランドヒルズ1F  
（電話）0940-39-3672  
（担当）進藤・三島

## 9. 本公募への提案書類提出

本公募への参加を希望する者は、下記の要領にて、提案書類を提出すること。

- (1) 提出書類の内容及び部数：
  - ① 提案書表紙（様式2） 1部
  - ② 提案書本文（様式3） 1部
  - ③ 暴力団等に該当しない旨の誓約書（様式4） 1部
  - ④ 会社の事業概要及びキャッシュレス決済サービスの内容がわかる資料（パンフレット等）（様式自由） 10部

※その他、本事業に関連する資料があれば、追加の添付資料として提出可（任意）。  
提出する場合は、10部提出すること。
- (2) 提出期限：令和元年6月14日（金）17:00まで
- (3) 提出方法：下記提出先宛に持参又は郵送（提出期限までに必着）。なお、「② 提案書本文（様式3）」については、原本の持参又は郵送の他に、提出期限までに下記メールアドレスまでデータを送付すること。
- (4) 提出先：株式会社アド通信社西部本社（本公募事務局）  
（住所）〒811-4183 福岡県宗像市土穴1丁目3番34号 グランドヒルズ1F  
（電話）0940-39-3672  
（メール） y\_shinto@adtsu.co.jp  
（担当）進藤・三島

## 10. 審査

- (1) 審査方法：提出された提案書一式の内容を書面審査にて総合的に判断。  
(※ご提案内容について質問がある場合は、事務局より電話等にて問い合わせをさせていただきます)
- (2) 審査基準：
  - a) 必須事項  
「5. 応募資格」に記載する要件を全て満たしていること。
  - b) 加点事項  
提供される決済サービスの内容、提案する付帯サービス・優遇プランの内容、業務実施体制（業務開始後のサポート体制やアフターフォローの実施可否等）が、宗像市におけるキャッシュレス決済の普及にとって有効であること。
- (3) 審査結果通知：提案書類の提出のあった事業者に対し、令和元年6月21日（金）17:00までに、公募事務局より審査結果通知をメールにて連絡する（参加申込書に記載のある担当者メールアドレス宛に連絡を行う）。

## 11. 留意事項

- ① 本公募への参加に要する一切の費用は参加事業者の負担とする。
- ② 提出された参加申込書、提案書類等の返却は行わない。
- ③ 審査内容（点数、落選理由等）は非公開とし、審査内容に関する質問には、一切応じない。
- ④ 提案書類に虚偽又は不正があった場合は、失格とする。
- ⑤ 選定後、状況の変化に応じて、提案内容の見直しをお願いする場合がある。

## 12. 選定後スケジュール

本公募終了後、下記の要領にてイベントを開催する。選定された決済事業者は、これらイベントへの出席及び対応を必須とする。

- (1) 協定締結式、市内事業者向けキャッシュレス決済セミナー  
日時：令和元年7月9日（火）13:00～16:00  
場所:宗像市役所  
内容：協定の締結、プレス発表、市内事業者向けキャッシュレス決済セミナーセミナーの開催、個別ブースでのデモ機による操作体験及びサービス説明等の提供
- (2) 市内事業者向けキャッシュレス決済セミナー  
日時：令和元年7月10日（水）10:00～16:30  
場所:宗像市役所  
内容：市内事業者向けキャッシュレス決済セミナーセミナーの開催、個別ブース

でのデモ機による操作体験及びサービス説明等の提供

### 13. 問合せ

- (1) 問合せ方法：下記問合せ先にメールにて連絡すること。
- (2) 問合せ期間：令和元年5月24日（金）から令和元年6月14日（金）まで。
- (3) 問合せ先

① 本公募内容に関する問合せ先：

【株式会社アド通信社西部本社むなふ編集室（本公募事務局）】

（住所）〒811-4183 福岡県宗像市土穴1丁目3番34号（グランドヒルズ1F）

（電話）0940-39-3672

（メール）y\_shinto@adtsu.co.jp

（担当）進藤・三島

② 本事業内容に関する問合せ先：

【宗像市産業振興部商工観光課】

（住所）〒811-3492 福岡県宗像市東郷一丁目1番1号

（電話）0940-36-0037

（メール）syoukou@city.munakata.fukuoka.jp

（担当）橋爪・山口

以上